

入札指名通知事項

1 入札に付すべき事項	入札書のとおり
2 契約条項を示す場所	大阪市鶴見区社会福祉協議会
3 入札執行場所	鶴見区在宅サービスセンター3階 会議室
4 入札期限	令和6年10月25日（金）正午
5 開札日	令和6年10月25日（金）午後2時
6 入札の無効	仕様書・特記仕様書のとおり
7 契約書作成の要否	経理規程第78条による。
8 入札に付すべき事項についての現場又は机上説明の日時及び場所	机上説明は行いません。
9 申込書記載方法等	仕様書・特記仕様書のとおり
10 その他	<ul style="list-style-type: none">・落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること。・落札決定までに、建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者、大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者、又は直近の経営事項審査の審査基準日が1年7ヶ月以上経過している者は、入札参加資格を有しないものとみなし、無効とする。・入札者は、提出済みの申込書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。・この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の3に該当する談合などが明らかになった場合は、契約金額の最低10分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。・契約締結までに、落札者が暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。